

九州防衛局達第26号  
改正 令和2年12月23日九州防衛局達第13号

九州防衛局における会計監査に関する達

防衛省の会計監査に関する訓令(昭和33年防衛庁訓令第40号)第27条の規定に基づき、九州防衛局における会計監査に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

九州防衛局長 原田 実

九州防衛局における会計監査に関する達

(趣旨)

第1条 この達は、九州防衛局(防衛局本局、防衛支局及び防衛事務所を含む。以下同じ。)における会計監査(以下「監査」という。)の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(通則)

第2条 九州防衛局における監査については、防衛省の会計監査に関する訓令(昭和33年防衛庁訓令第40号。以下「訓令」という。)、その他法令等で特別の定めがあるもののほか、この達の定めるところによる。

(監査官)

第3条 訓令第4条第2項に規定する職員(以下「監査官」という。)は、九州防衛局会計監査官をもって充てる。

2 九州防衛局長(以下「局長」という。)は、必要があると認める場合には、前項以外の職員を監査官に指名することができる。この場合原則として本局及び熊本防衛支局に所属する係長以上の職にある者から、指名するものとする。

(監査実施計画)

第4条 局長は、訓令第12条の規定に基づき作成した、監査計画書

をもって、監査官に監査の実施について指示するものとする。

(書面監査)

第5条 訓令第9条に定める書面監査は、次の各号に掲げる書類について行う。

(1) 計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)により会計検査院に提出する計算書及び証拠書類等

(2) 前号のほか、局長が必要と認める書類

(実地監査)

第6条 実地監査は、局長が定める監査計画書に基づき、防衛局本局、防衛支局及び防衛事務所において実施する。

(実地監査の報告)

第7条 監査官は、実地監査終了後速やかに別紙様式に定める実地監査報告書を作成し、局長に報告するものとする。

(会計検査等の事務)

第8条 九州防衛局において、会計検査又は内部部局の職員が行う監査についての連絡及び調整に関する事務は、九州防衛局会計監査官が行うものとする。

2 局長は、必要があると認めるときは、九州防衛局総務部会計課、熊本防衛支局総務課に所属する職員及びその他必要な職員を、会計監査官の補助者として指名し、前項に定める事務を行わせることができる。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(令和2年12月23日九州防衛局達第13号)

この達は、令和3年1月1日から施行する。

